

大阪市内における就業構造基本調査の概要

平成 14 年 10 月 1 日現在で実施した平成 14 年就業構造基本調査の結果がまとまったので、その概要を紹介する。

この統計調査は、統計法に基づく指定統計調査（第 87 号）として昭和 31 年に第 1 回調査が行われて以来、今回は 14 回目の調査となる。

調査の目的は、我が国の人口の就業・不就業の実態に関する基本的構造を明らかにし、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的とする。

本市では、平成 12 年国勢調査の 2 万 3394 調査区の中から抽出された 302 調査区に居住する世帯の中からさらに選定された約 4500 世帯の 15 歳以上の世帯員について、調べた標本調査である。

ただし、次に掲げる者は調査の対象から除外した。

- 1 外国政府の外交使節団又は領事機関の構成員等及び外国軍隊の軍人・軍属並びにこれらの家族
- 2 自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者
- 3 刑務所・拘置所に収容されている者のうち刑の確定している者及び少年院・婦人補導院の在院者

【利用上の注意】

- 1 ここに掲げた統計表は、標本調査による推計値であるため、表章単位未満の位で四捨五入しており、また、総数に分類不能・不詳等の数値を含んでいるため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない。

また、平成 9 年における表章単位は 1000 人であったのに対し平成 14 年では人であるため、比較に際してもご注意ください。

- 2 この調査は標本調査であるので、調査の結果数字は、誤差を含んでいる。しかし、その誤差については、次のことがいえる。

すなわち、結果数字を中心としてその前後に、次表の標準誤差率に結果数字を乗じた値（標準誤差）の幅だけの区間をとれば、その区間内に全数調査から得られるはずの値が存在することが約 2/3 の確率で期待され、また標準誤差の 2 倍の幅だけの区間をとれば、その区間内に全数調査から得られるはずの値が存在することが約 19/20 の確率で期待される。

- 3 各回調査ごとに標本抽出率が異なる。したがって標準誤差が異なるので、前回比較は概数的なものにとどまることにご注意ください。

結果数字の大きさ別標準誤差率

結果数字の大きさ (1000 人)	標準誤差率 (%)	結果数字の大きさ (1000 人)	標準誤差率 (%)
2000	0.84	50	6.43
1000	1.24	30	8.52
700	1.50	20	10.65
500	1.81	10	15.60
300	2.40	7	18.98
200	3.00	5	22.84
100	4.39	3	30.26
70	5.34		

用語の解説

個人の基本属性に関する事項

1 年齢

平成 14 年 9 月 30 日現在における満年齢である。

2 配偶関係

届出の有無に関係なく、現在、妻又は夫のある者を配偶者ありとした。

3 教育

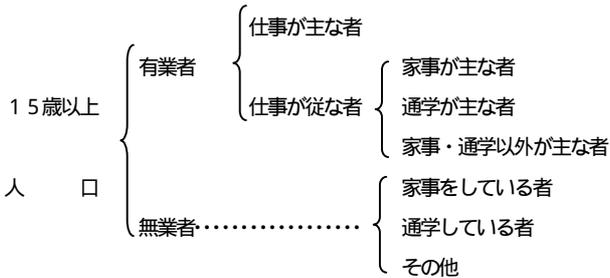
調査日現在（平成 14 年 10 月 1 日）学校に在学しているか否かによって、在学者又は卒業者に区分し、さらに、「在学者」については在学中の学校により、「卒業生」については最後に卒業した学校により、それぞれ「小学・中学」、「高校・旧制中」、「短大・高専」、「大学・大学院」の四つに区分した。

なお、15 歳以上の未就学者については、教育の各区分には含めず、総数にのみ含めた。

就業に関する事項

4 就業状態

15 歳以上の者を、ふだんの就業・不就業状態により、次のように区分した。



【就業状態のとらえ方】

国勢調査や労働力調査が月末の 1 週間の就業・不就業状態を把握（アクチュアル方式）しているのに対し、この調査では、ふだんの就業・不就業状態を把握（ユージュアル方式）しているため、把握方法の違いがあり、必ずしも数値を比較することはできない。

有業者・・・ふだんの状態として収入を得る目的で仕事をしており、調査日（平成 14 年 10 月 1 日）以降もしていくことになっている者、及び仕事は持っているが、現在は休んでいる者。なお、家族従業者は、収入を得ていなくても、ふだんの状態として仕事をしていけば有業者としている。

無業者・・・ふだん収入を得ることを目的として仕事をしていない者、すなわち、ふだんまったく仕事をしていない者及び臨時的にしか仕事をしていない者。

5 産業

産業は、就業者が実際に働いていた事業所の事業の種類によって定めた。ただし、労働者派遣法に基づく人材派遣企業からの派遣社員については、派遣先の事業所の事業の種類によっている。

産業分類は、日本標準産業分類（平成 14 年 3 月改訂）に基づき、就業構造基本調査に適合するように集約して編集したもので、（産業 3 部門のほか、）19 項目の大区分を用いている。

6 職業

職業は、就業者が実際に従事していた仕事の種類によって、そ

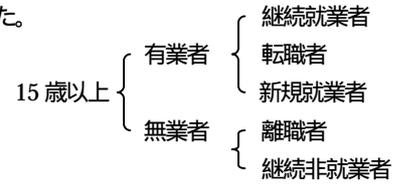
の分類項目を定めた。

職業分類は、日本標準職業分類（平成 9 年 12 月改訂）に基づき、就業構造基本調査に適合するように集約して編集したもので、10 項目の大区分を用いている。

7 就業異動

(1) 過去 1 年以内の就業異動

過去 1 年以内の就業異動により、15 歳以上の者を次のように区分した。



継続就業者・・・1 年前も現在と同じ勤め先（企業）で就業していた者

転職者・・・1 年前の勤め先（企業）と現在の勤め先が異なる者

新規就業者・・・1 年前には仕事をしていなかったが、この 1 年間に現在の仕事に就いた者

離職者・・・1 年前には仕事をしていたが、その仕事をやめて、現在は仕事をしていない者

継続非就業者・・・1 年前も現在も仕事をしていない者

(2) 就業異動

就業異動の履歴により、15 歳以上の者を次のように区分した。

入職就業者・・・前職がない有業者

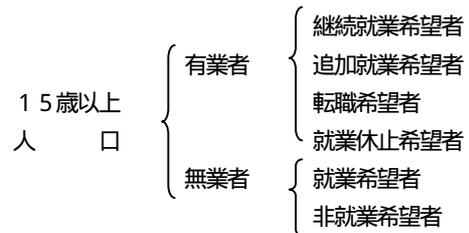
転職就業者・・・前職がある有業者

離職非就業者・・・前職がある無業者

就業未経験者・・・前職がない無業者

8 就業希望

就業に関する希望により、15 歳以上の者を次のように区分した。



有業者について

継続就業希望者・・・現在持っている仕事を今後も続けていきたいと思っている者のうち、次の「追加就業希望者」に該当しない者

追加就業希望者・・・現在持っている仕事以外に、別の仕事もしたいと思っている者

転職希望者・・・現在持っている仕事をやめて、他の仕事に変わりたいと思っている者

就業休止希望者・・・現在持っている仕事をやめようと思っており、もう働く意志のない者

無業者について

就業希望者・・・何か収入になる仕事をしたいと思っている者

非就業希望者・・・仕事をする意志のない者